資本投下に関する開示

2025 年 7 月 31 日公表

目　的

1.　本文書は、資本投下に関する開示を作成するにあたり参考となる情報を提供することを目的としています。

キーワード
資本投下、資本的支出、ファイナンス、産業別の指標、財務情報とのつながり

何が求められているのか

2.　SSBJ 基準では、気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資に関する情報の開示を求めています。

> 産業横断的指標等に関連して、次の事項を開示しなければならない。（気候基準第 46 項）
> (5)　資本投下（第 82 項参照）

> 第 46 項(5)に関連して、気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の数値を開示しなければならない。（気候基準第 82 項）

なぜ資本投下に関する開示が求められているのか

3.　資本投下に関する情報は、企業が識別した気候関連のリスク及び機会に対応するため、実際にどの程度の資本的支出、ファイナンス又は投資を行ったのかを、主要な利用者が理解するにあたり、有用な情報と考えられます（気候基準 BC190 項）。

4.　また、資本投下は、実績を示すものであり、当該情報を作成するために必要なデータは、財務諸表を作成する過程で把握されていると考えられるため、開示のための追加的なコストは少ないと考えられます（気候基準 BC190 項）。

5.　このため、SSBJ 基準では、資本投下、すなわち、気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の数値の開示が求められています。

「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」とは

6.　SSBJ 基準において、「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」という用語については明確に説明されていません。これは、資本投下に関する開示を行うにあたり、企業が表現しようとするものを忠実に表現するため、企業の置かれた状況に即して、その範

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用される方の便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。

囲を画定するための考え方を企業が整理したうえで、当該考え方に従って開示の対象とする資本的支出、ファイナンス又は投資を決定することが考えられるためです（気候基準 BC193 項）。

7. 本資料第６項のようにした場合、「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」が何を意味しているのかが企業によって異なる可能性があり、企業間の比較可能性が損なわれることが懸念されます。このため、「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」にどのようなものが含まれるのかに関しても、あわせて開示することが考えられます（気候基準 BC194 項）。

8. この点、「IFRS S2 号『気候関連開示』に関する付属ガイダンス」では、資本投下に関する指標の例として、低炭素製品・サービスの研究開発への投資が年間売上高に占める割合、気候適応策への投資（例えば、土壌の健全性、灌漑及びテクノロジー）の割合が記載されています（「IFRS S2 号『気候関連開示』に関する付属ガイダンス」IG1 項）。

9. このほかに、資本投下に関する指標の例として、再生可能エネルギーの使用拡大のための投資、エネルギー効率の高い設備への投資、輸送効率の向上のための投資、プラスチック・リサイクル率の向上のため投資等が考えられます。

10. また、通常の設備の入替え投資の一環として、エネルギー効率の向上や輸送効率の向上等を考慮する場合があると考えられます。このような場合、通常の設備の入替え投資と気候関連のリスク及び機会への投資のどちらに分類するかについては、企業の戦略及び意思決定において、気候関連のリスク及び機会を識別し、当該リスク及び機会に対応するために計画を有しているか等に基づき、企業が判断することになると考えられます。

開示を作成するにあたっての考慮事項

11. 資本投下に関する開示を作成するにあたり、次の事項を考慮する必要があります（気候基準第 77 項(4)及び(5)）。

    (1) 産業別の指標（適用されるサステナビリティ開示基準で定義しているもの又は適用基準の定めを満たすものを含む。）が、資本投下に関する開示の定めの全部又は一部を満たすために用いることができるかどうか

    (2) 資本投下に関する開示の定めを満たすために開示される情報と、関連する財務諸表において開示される情報とのつながり

12. 本資料第 11 項(1)については、例えば、石油及びガス産業に属する企業が、「SASB スタンダード」（2023 年 12 月最終改訂）を参照して、再生可能エネルギーへの投資額（指標 EM-EP-420a.3）を産業別の指標として開示する場合があると考えられます。この場合、当該産業別の開示が、資本投下に関する開示として用いることができるかどうかを考慮することになると考えられます。

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用される方の便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。

13. 本資料第 11 項(2)については、例えば、資本投下として開示する資本的支出の金額の計算にあたり、有価証券報告書のその他の記載内容における設備投資の金額や、キャッシュ・フロー計算書における有形固定資産及び無形資産の取得による支出の金額の計算に用いたデータと同じデータを用いることになると考えられます。

関連する SSBJ ハンドブック

- 「産業別の指標」

SSBJ 基準の定めは、重要性がない項目に対して適用する必要はないことにご留意ください。

以 上

SSBJ ハンドブックは、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局が SSBJ 基準を利用される方の便宜を考慮して作成したものであり、サステナビリティ基準委員会の審議を経ていない。
また、SSBJ ハンドブックに含まれる本文書は、公表日又は更新日現在のものであり、今後、更新する場合がある。